

秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る基準その他法の施行について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

(経営主体)

第3条 法第10条第1項の規定により許可を受けて墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、収用対象事業（土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する事業をいう。）に伴う既存墓地の移転その他市長がその必要性に相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）で、本市内に主たる事務所又は従たる事務所を有し、かつ、本市内においてその事務所を拠点として次条に規定する事前協議を行う日までに3年以上宗教活動を行っているもの

(3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）であつて、本市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの

(事前協議)

第4条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）を受けようとする者は、その墓地等の経営の計画（以下「墓地等経営計画」という。）について、次に掲げる事項を記載した規則で定める協議書をあらかじめ市長に提出し、協議しなければならない。

(1) 経営許可を受けようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（主たる事務所の所在地が本市外である宗教法人又は公益法人にあつては、本市内に有する従たる事務所の所在地）

- (2) 墓地等の名称及び所在地
 - (3) 墓地等の概要
 - (4) その他規則で定める事項
- 2 市長は、前項の規定による協議を行うに当たっては、経営許可を受けようとする者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。
- 3 市長は、第1項の規定による協議書の内容が、法の目的及び第9条から第12条までに規定する基準に適合していると認めるときは、その旨を記載した墓地等経営計画事前協議確認通知書を経営許可を受けようとする者に交付するものとする。
- 4 経営許可を受けようとする者は、墓地等経営計画事前協議確認通知書を交付された日以後でなければ、次条、第6条及び第8条の手続を行うことはできない。

(経営計画の周知)

第5条 経営許可を受けようとする者は、墓地等経営計画の周知を図るため、規則で定める日までに、次に掲げる措置を行わなければならない。

- (1) 墓地等経営計画の概要を記載した標識をその計画敷地（墓地等経営計画に基づき、墓地等を設けるために必要な土地の区域をいう。以下同じ。）の外部から見やすい場所に第19条第2項に規定する工事完了検査済証の交付を受ける日まで設置すること。
- (2) 墓地等の近隣の土地又は建物の所有者、住民、学校の管理者等で規則で定めるもの（以下「近隣住民等」という。）に対し、墓地等経営計画の概要について説明会を開催し、速やかにその説明会の内容その他規則で定める事項について市長に報告すること。

(近隣住民等との協議)

第6条 経営許可を受けようとする者は、近隣住民等から墓地等経営計画について規則で定める日までに次の各号のいずれかに該当する意見の申出があった場合は、その申出をした者と協議しなければならない。

- (1) 公衆衛生その他公共の福祉の見地からの意見
- (2) 墓地等の構造・設備と周辺環境との調和についての意見
- (3) 墓地等の建設工事の方法等についての意見
- (4) 墓地等の経営に関する意見

(手続の省略)

第7条 第4条第1項、第5条及び第6条（第15条において準用する場合を

含む。)の規定による手続について、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、手続の全部又は一部を行わないことができる。

(経営許可)

第8条 経営許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) その他規則で定める事項

2 市長は、経営許可をするときは、規則で定める通知書を交付するものとする。この場合において、法の目的を達成し、及び墓地等の経営の適正化を図るために必要な範囲内で、条件を付することができる。

(設置場所の基準)

第9条 墓地等の設置場所の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方公共団体が経営しようとする場合を除き、墓地等を経営しようとする者が所有し、かつ、抵当権の設定等がなされていない土地であること。ただし、規則で定める事項については、この限りでない。
- (2) 計画敷地の隣地境界線と人家、学校等との距離は、規則で定める距離以上であること。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。
- (3) 計画敷地に接する道路及びその道路と周辺の整備された道路との間の道路の有効幅員は、規則で定める幅員以上であること。
- (4) 飲用水を汚染するおそれのない土地であること。

(墓地の構造・設備の整備基準)

第10条 墓地の構造・設備の整備基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 給水設備及び排水設備を設けること。
- (2) 墳墓を設ける区域の総面積は、計画敷地の面積に対して規則で定める割合以下であり、かつ、墳墓の1区画当たりの平均面積は、規則で定める面積以上であること。
- (3) 管理施設、ごみ集積所、便所、規則で定める規模以上の駐車場その他墓地を利用する者のために用いる施設を設けること。ただし、市長が適当と認めるときは、駐車場の一部を計画敷地外の近隣に設けることができる。

- (4) 計画敷地に接する道路からその計画敷地内の駐車場に通じる車両用通路及び墳墓を設ける区域内の通路の有効幅員は、規則で定める幅員以上であること。
- (5) 計画敷地の面積に対して規則で定める割合及び配置の緑地を確保すること。
- (6) 計画敷地内に設置する構造物等は、計画敷地周辺の景観に配慮したものであること。

(納骨堂の構造・設備の整備基準)

第11条 納骨堂の構造・設備の整備基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造であること。
- (2) 換気設備を設けること。
- (3) 出入口及び納骨装置は、施錠することができる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂を管理する者に限られている納骨堂にあつては、この限りでない。

(火葬場の構造・設備の整備基準)

第12条 火葬場の構造・設備の整備基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給水設備及び排水設備を設けること。
- (2) 管理施設、待合所、便所、規則で定める規模以上の駐車場その他火葬場を利用する者のために用いる施設を設けること。
- (3) 火葬炉は、防煙、防じん及び防臭の十分な能力を有する設備であること。
- (4) 収骨室及び遺体保管室を設けること。
- (5) 収骨容器等を保管する施設を設けること。
- (6) 残灰庫を設けること。
- (7) 計画敷地に接する道路からその計画敷地内の駐車場に通じる車両用通路の有効幅員は、規則で定める幅員以上であること。
- (8) 計画敷地の面積に対して規則で定める割合及び配置の緑地を確保すること。
- (9) 計画敷地内に設置する構造物等は、計画敷地周辺の景観に配慮したものであること。

(経営者等の遵守事項)

第13条 経営許可又は次条に規定する許可を受けた者（以下「墓地等経営者」という。）及び法第12条に規定する墓地等の管理者は、次に掲げる事

項を遵守しなければならない。

- (1) 墓地等を清潔に保持すること。
- (2) 墓石等が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全措置を行い、又は墓石等の所有者に同様の措置を行うように求めること。
- (3) 老朽化し、又は破損した墓地等の修繕等を行うこと。
(変更等の許可)

第14条 法第10条第2項の規定により、墓地等の変更（墓地にあつては、墳墓を設ける区域の変更及び区画数の変更（規則で定める数以上の区画数を変更する場合に限る。）を含む。）又は墓地等の廃止の許可（以下「変更等許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 墓地等経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（主たる事務所の所在地が本市外である宗教法人又は公益法人にあつては、本市内に有する従たる事務所の所在地）
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の変更の内容又は廃止の予定年月日
- (4) その他規則で定める事項

2 市長は、変更等許可をするときは、規則で定める通知書を交付するものとする。この場合において、法の目的を達成し、及び墓地等の経営の適正化を図るために必要な範囲内で、条件を付することができる。

（墓地等の拡張に係る準用）

第15条 第4条第1項、第5条及び第6条の規定は、前条の規定による変更等許可を受けようとする者が、規則で定める一定の規模以上に墓地等を変更しようとする場合に準用する。

（変更の届出）

第16条 墓地等経営者は、既に許可（経営許可及び変更等許可をいう。以下同じ。）を受けた事項について、変更しようとするとき（変更等許可を要するときを除く。）は、次に掲げる事項を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 墓地等経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（主たる事務所の所在地が本市外である宗教法人又は公益法人にあつては、本市内に有する従たる事務所の所在地）
- (2) 墓地等の名称及び所在地

(3) 墓地等の構造又は設備を変更する場合にあっては、その内容

(4) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出（以下この項において「届出」という。）をする日
前1年以内に、同一の墓地等について届出が行われ、かつ、それらの届出に
係る墓地等の変更を一体とした場合には変更等許可を要することとなるとき
にあっては、変更等許可を受けなければならない。

（都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出）

第17条 法第11条の規定により、墓地又は火葬場の許可があったものとみ
なされることになったときは、その墓地等経営者は、その旨を速やかに市長
に届け出なければならない。

（工事着手の届出）

第18条 墓地等経営者は、許可に係る工事に着手したときは、その日の翌日
から起算して5日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（工事完了の届出等）

第19条 墓地等経営者は、許可に係る工事が完了したときは、その日の翌日
から起算して10日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
い。

(1) 墓地等経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（主たる
事務所の所在地が本市外である宗教法人又は公益法人にあっては、本市内
に有する従たる事務所の所在地）

(2) 墓地等の名称及び所在地

(3) 工事が完了した日

(4) 許可条件の履行状況

(5) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その工事が許可の内容に
適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めるときは、工事
完了検査済証を墓地等経営者に交付するものとする。

3 墓地等経営者は、工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、許可に
係る墓地等の使用をしてはならない。

4 市長は、必要に応じて、墓地等経営者に対し許可に係る工事の進捗状況に
関する報告を求めることができる。

（許可の取消し）

第20条 市長は、法第19条の規定により、次の各号のいずれかに該当する

ときは、墓地等経営者に対し、墓地等の改善若しくはその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 墓地等経営者が、偽りその他の不正な手段により、許可を受けたとき。
- (2) 墓地等が、第9条から第12条までの基準に適合しないとき。
- (3) 墓地等経営者が、この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 墓地等経営者が、許可を受けた日から起算して3年を経過した日までに正当な理由がなくその許可に係る工事に着手しないとき。
- (5) 墓地等経営者が、許可に係る工事完了後、1年以上引き続きその墓地等の経営を行わないとき。

(勧告)

第21条 市長は、第4条第1項、第5条及び第6条（第15条において準用する場合を含む。）に規定する手続が正当な理由がなく行われていないと認めるときは、許可を受けようとする者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第22条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第10条の規定により神奈川県知事に対して行われている本市の区域内における墓地等の許可に係る申請その他の手続については、施行日以後においては市長に対してなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に法第10条の規定により神奈川県知事から経営許可を受けている墓地等については、その墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、第9条から第12条までの規定は適用しな

い。

- 4 秦野市墓地の設置に関する指導要綱（平成16年3月22日施行）施行の際現に経営許可を受けている墓地（以下「現有墓地」という。）について、施行日以後の申請により現有墓地の区域を拡張しようとする場合（拡張しようとする部分の区域に限る。）については、第9条第2号の規定は適用しない。